

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第38回）議事概要

### 1 日時

平成28年11月30日（水）午後3時から午後4時10分まで

### 2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

### 3 出席者

（委員）入江幽子，岩田雅子，及川靖，小川恭子，甲斐哲彦，河原崎秀公，坂本英俊，砂子章彦，千葉悦子，中務航志，山本哲生，湯川浩昭（五十音順敬称略）

（説明者）札幌地方裁判所判事補

（庶務）札幌地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局次長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

### 4 議事トピックス

- (1) 札幌地方裁判所判事補から，札幌地裁の広報活動について説明がされ，引き続き意見交換をしました。
- (2) 次回委員会は，「札幌地裁における労働審判制度及び労働関係訴訟について」をテーマとして協議する予定になりました。  
(議事概要は，次ページ以降に記載しています。)

## 5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長，○：委員と表示)

### 【札幌地方裁判所の広報について】

(1) 札幌地方裁判所判事補から、札幌地裁の広報活動についての説明がされた。

(2) 協議

○ 弁護士会でも委員会等を作って法教育をしてきており、中・高校生対象のジュニアロースクールは多くの応募があり、好評を得ています。また主権者教育にも力を入れており、高校を中心に出席授業を実施しています。応募も非常に多く、活発に議論がされて、感想も非常に良かったというものが多いように思います。

裁判所においては、団体傍聴に来られた方から意見を集約しているということはあるですか。

■ 団体傍聴の方は、裁判傍聴をしてもらった後で、可能であれば法廷等を担当した裁判官を含めて説明することをメインにしています。アンケートという形ではなくて、後で感想文を送付していただくことが、結構あります。

○ 出された意見を裁判所内部にフィードバックをしたということはあるですか。

■ 具体的な意見を踏まえて修正したというところまでは把握していませんが、実際の傍聴、説明の手続については、意見を取り入れながら工夫をしています。

○ 検察庁では、小中高、法科大学院、地域の高齢者のサークルの方、教員、PTAを対象とした広報を行っています。内容としては、札幌市資料館において、模擬裁判・評議の後に講評を行ったり、当庁の職員が被疑者役を、生徒が検察官役、事務官役を担当していただいて、被疑者役の人から弁解を聞く模擬弁解録取手続を年間三十数件ほど実施しています。場所としては、滝川や、様子にも出向きます。模擬裁判等の後にはアンケートを実施し、模擬裁判、模擬弁解手続に役立てています。アンケート結果は、好評の意見が多くあります。

○ 裁判所が出前講座などを行っているのは、どういう方法で、どういう形で伝えていますか。

■ 出前講座のパンフレットそのものを、WEBサイトに掲載しています。

○ 伝えるということと、どうやったら伝わるのかということとは、我々もかなり考えなければならないと言われていています。そういう視点でいくと、何を伝えるのか、何を伝えたいのか、どうやったら伝わるのかということで、ホームページ、WEBというのは方法としてあるんですけども、例えば私どもの大学は2学部6学科あるんですけども、私どもの学科だけ学科紹介というDVDを作って高校などで流していた

だいたり、オープンキャンパスで来ていただいたときに分かりやすく具体的に特徴を伝える工夫をすとか、そういう形で対応しています。

私個人的には裁判所に興味があるので、学生を連れて毎年家庭裁判所に見学に来ています。教員の専門性や関心事というのも、若干影響があるのかなとも感じています。

- 札幌市の広報誌に掲載していただくと、多数の申込者があるということが現状で、またフリーペーパーも購読者が多くて、WEBだけでなくそういった媒体もうまく利用しながら、伝わる内容のものを工夫しながら、効果も検証しながらやっていきたいと思えます。また、広報行事に参加した方にアンケートを取って、どういった媒体でこの行事を知ったのか、また感想も聞くようにして、それらを見ながら対応を検討しているという状況です。

- 私どもの団体で昨年の夏にインターネットについてのアンケートを実施したところ、三百数人から回答をいただいて、その中でインターネット通信ができるものをお持ちですかということをお聞きしたところ、六十歳代が85%、七十歳代が55%、八十歳代以上では8%とぐんと少なくなっています。六十代の85%はかなり多いんじゃないかと思うのですが、その方たち全員が使っているわけではなく、ネット環境が整っていても、セキュリティの面で怖いからやっていないとか、操作が難しい、費用が掛かる、架空請求が来てしまったなどの理由で、利用はしていなかったようです。よくいろいろなところでホームページを御覧くださいというふうにはやっているんですけども、それを実際に見ている方は本当に少なかったです。私どもの団体でいろいろな講座をするときに、ホームページに載せてそこから申し込まれるのは、ほんの数パーセントです。紙ベースでやるお知らせが一番でして、その紙ベースというのは、私どもが発行している機関紙やお便りなんですけど、そのほかに、フリーペーパーや道新に載せていただくときはたくさん申込みがあります。また、札幌市の区民センターとコラボして講座を行うときに、広報さっぽろに載せていただくと、かなりの応募がきます。そういうように無料のものを上手に使ってお知らせしております。幅広い層に知らせたいときには、マスコミ関係を利用させていただいたほうが効果は大きいです。

- 今は、私の会社でも憲法の問題の記事を出したりしていますが、一般の方に聞いてみると、憲法そのものがよく分からなくて関心が薄いとおっしゃる方がたくさんいて、若いころからそういう問題に向き合うことが大事だと思っています。若い人が裁判所の活動を知るということはとても重要だと思いますので、こういうイベントに参加すれば、生徒さんたちにこういう効果が出ますよ、是非参加してくださいというような広報の仕方をされてみてはどうかなと感じました。

■ 裁判所のほうで毎年行っている行事もありまして、口コミで広がっているところもあろうかと思えますし、また報道していただくことが大きな広報効果になると思っております。法の日週間行事は法曹三者で行ったものですが、道新に参加者へのインタビューを含めた記事を掲載していただきました。

○ 伝えるということと伝わるということは違うというお話がありましたが、先ほど話されたことは、伝えるという自己満足だけではなくて、本当に伝わっているのかということをおっしゃりたかったのではないかと思って聞いていました。

率直に言って、模擬裁判は私が子供のころからやっていた印象があって、そのほかにいろいろなメニューが入ってきていることは分かるんですけども、何となく旧態依然としたイメージがあります。例えばパンフレットなんですけれども、これは伝わっているのかな、見られているのかなと。ちょっと平凡な感じがします。もう少し読まれる工夫というのがあってもいいんじゃないかなと思います。テレビ局は視聴率を取るためにあらゆる手を使ってみたいなところがあって、私はそういうことについては批判的ではあるのですが、そういうことから言いますと、パンフレットも旧態依然とした感じがあって、具体的には、項目に終始しているのかなというか、具体的なエピソードとかレイアウトとか、そういうのをもう少し工夫されたらどうかなという感じがします。

○ 弁護士会でも広報委員会という委員会で広報を担当しておりまして、広報室というのを作っています。先ほどマスコミに報道していただくというのは非常に効果が高いというところがあって、いろいろなイベントがあると記者クラブにお願いしに行くんですけども、なかなかこちらの都合のいいようには取り上げてもらえないこともありまして、それもこれも、予算が非常に限られているという事情があると思います。例えば、弁護士会の無料相談では、札幌市の広報紙にも必ずしもすべて載せていただけるわけではないんです。

先ほどパンフレットのことが取り上げられていましたけれども、これは手作りなんでしょうね。札幌地裁では、広報に関する予算というのはどのくらいあるんですか。

■ 裁判所外の会場を借りる場合には、会場の借用料をもらってくることはできますけれども、固有の広報予算はないと考えていただいていると思います。そのため、裁判所のホームページを使ってパンフレットをアップすることによって広報を行っているというのが現状です。パンフレットも職員の手作りで、広報係はおりますけれども、専門のパンフレットの作成に長けた者はおりません。

○ 業者に頼むといいものができるんでしょうけれども、結構な金額を取られてしまうというところがあって、弁護士会としても非常に悩ましい問題だなというところはあ

ります。今、予算が出ていないとお聞きしたので、広報予算を各地裁でとっていただけるといいのかなと思いました。

- 司法書士会でも、多様な広報を行っているのですが、費用が一番かからず、かつ高齢者に広報手段として有効な方法が、回覧板への掲載でした。法務局との合同相談を行っているのですが、法務局のほうで回覧板に入れると、ものすごい数の相談がきます。高齢の方が多いため非常に有効な広報手段なのですが、司法書士会単体では載せていただけないという状況です。法務局に尽力していただいているので、回覧板がどういうシステムになっているかは分からないのですが、ぜひ活用していただければと思います。

大学への法教育についてですが、司法書士会では、市内の私立の医療系大学に行っています。女性の学生が多いようで、講師は女性でという要望がありまして、毎年行って好評をいただいています。それから、小学3年生限定で、親子法律教室を毎年行っています。紙芝居等をやって、法律の簡単な知識を、とんちを交えて楽しくやっているのですが、これも抽選となるくらい好評をいただいています。また専門学校での法教育で、労働問題、契約、キャッチセールスのテーマの中から選んでいただいて、これも好評をいただいています。

- 大学に対する裁判員説明会を考えているけれども、現時点では受入れ先がないということですが、裁判所のほうから大学に、こういうことをやりたいんだけれどもということをお伝えしたけれども、受入れ先がないということですか。
- 札幌の近郊の大学にはお願いに行っているのですが、現に採用していただいて実際にカリキュラムを組んでいるという例がまだありません。
- 大学に依頼する場合、具体的にどういうところに依頼しているんですか。
- 大学の事務局にコンタクトを取って、カリキュラムを組んでもらえないかという依頼をしています。御質問としては、教員の皆さんにアピールできる内容のほうがいいという趣旨でしょうか。
- おっしゃるとおりで、事務に依頼しても、事務から教員にこうしてくださいと言えずに、そこで止まってしまいか、ポスターを掲示して教員は見ないで終わりということになっているんじゃないかと思います。

裁判員制度の説明会を刑事事件担当の裁判官が説明するというのであれば、例えば、刑事訴訟法の先生に授業の中で言っていただくとか、個人的なつながりがないとやりにくいかもしれませんけれども、そういうふうに行って行ったほうが実現しやすく、面倒だからやらないということはあるのかもしれませんが、頭から拒絶するという人はあまりいないんじゃないかなという気がします。

**【次回のテーマについて】**

- 本日のプレゼンの中でも出てきた事項ですが、司法制度改革によって、刑事については裁判員裁判制度が創設されました。民事でも多くの制度が導入されたわけですが、その中でも順調に運用されている労働審判制度の札幌地裁における現状と、これに関連する労働関係訴訟を取り上げ、皆さんから御意見をいただければと思います。次回の地裁委員会は、「札幌地裁における労働審判制度及び労働関係訴訟について」というテーマではいかがでしょうか。

(意見なし)

- それでは次回は「札幌地裁における労働審判制度及び労働関係訴訟について」というテーマで協議したいと思います。

**【次回の予定について】**

次回は、平成29年5月16日(火)午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。